

汚染土壌処理施設の構造に関する基準

平成22年4月1日制定

第1 趣旨

この基準は、「千葉市汚染土壌処理業許可等に関する指導要綱」（以下、「指導要綱」という。）第3条第3項の規定により、汚染土壌処理施設の構造に関し、必要な事項を定める。

第2 定義

この基準における用語の定義は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）（以下「法」という。）、土壌汚染対策法施行令（平成14年政令第336号）その他の関係法令に定めるもののほか、指導要綱第2条に定めるところによる。

第3 基準の遵守

事業計画者は、汚染土壌処理施設の設置等に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

1 汚染土壌処理施設に関する事項（埋立処理施設及び自然由来等土壌海面埋立施設を除く。）

（1）囲い等

ア 施設に係る土地の周囲には、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いを設けること。

イ 囲いは、原則として施設に係る土地の全周囲に設けられていること。

ウ 出入口は、原則として1箇所とし、施錠できる門扉を設けること。

エ 囲い及び門扉は、容易に転倒せず、又は破壊されない材質及び構造とすること。

（2）表示等

ア 出入口付近の見やすい場所に、次の様式により、汚染土壌の処理施設である旨を表示する立札その他の設備を設けること。

イ 表示位置は、原則として門扉付近とすること。

160	汚染土壌の処理施設		許可番号		20
	氏名又は名称		代表者		20
	所在地				20
	施設の種類		処理能力		20
	汚染土壌の特定 有害物質による 汚染状態				60
	管理者名		連絡先	()	20
	50	50	25	75	
	200				

注 1. 寸法の単位はセンチメートルとする。

2. 表示は、下地を白色とし、文字を黒色とすること。

3. 材質は、耐水性のもので、強度が十分であること。

(3) 緩衝地帯

原則として、敷地境界から 1 メートル以上の距離を確保した緩衝地帯を設け、緑化に努めること。

(4) 搬入道路

ア 搬入車両の通行に支障のないよう十分な幅員を確保すること。

イ 必要に応じて舗装を行うこと。

ウ 公道への取付けに当たっては、道路管理者と協議すること。

(5) 消火設備

必要に応じて、消火器等適切な消火設備を設けること。

(6) 洗車設備

原則として、運搬車両のタイヤ等に付着した泥等を洗い落とす設備を設けること。

(7) 駐車設備

原則として、車両の通行及び汚染土壌処理に支障が生じないように、運搬車両の駐車設備を設けること。

(8) 雨水等の流入防止

施設内に外部の雨水等が流入するのを防止できる開渠その他の設備を設けること。

(9) 管理事務所

施設の維持管理を行うため、必要最低限の管理事務所を設置するとともに、必要に応じ電話等を設置すること。

2 埋立処理施設及び自然由来等土壌海面埋立施設に関する事項

「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」で規定する「廃棄物処理施設の構造に関する基準」の第 4. 最終処分場の構造に関する基準を準用する。

附 則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年１１月１日から施行する。